

安全措置を忘れるべからず

建設機械の点検整備中に機械が「動く、降下する、回転する」などにより身体の一部が挟まれたり、巻き込まれる事故を発生させないように安全措置を行ってから作業を始めてください。

注意

1. 点検整備はエンジン及びモーターを停止させて行ってください。
2. ダンプや不整地運搬車の荷台を上げて下に入る場合やジャッキアップした車体及び上昇させた高所作業車の床下に入って点検、整備を行う場合は、適切な形状と重さに耐える強度の安全支柱や枕木等を使用してください。
3. 機械の点検、整備作業は基本的に平坦な場所で行い、車両などのタイヤ・鉄輪は輪止めで固定し、安全を確保してください。

